

大田市地域おこし協力隊員(観光振興所管)募集要項

産業振興部観光振興課

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」を有する大田市は、島根県の中央に位置し、海も山も身近にある、歴史と自然に恵まれたまちです。

市の南側には、国引き神話の舞台となった**国立公園「三瓶山」**があります。その風光明媚な景観とともに、三瓶温泉・三瓶そば・三瓶小豆原埋没林(いずれも、**日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」**の構成文化財)など、かつての火山活動によりもたらされた多くの恵みがあります。

北側は日本海に面しており、テレビなどで話題になることの多い**「大田の大あなご」**やノドグロなど、新鮮な海の幸にも恵まれています。

また、市内には、多くの神楽団があり、**「石見神楽」**(日本遺産)は、地域の伝統芸能として老若男女により舞われ、これを目当てに訪れる観光客も少なくありません。

一方、石見銀山エリア内にある大森町や温泉津町においては、近年、若者の流入が進み、古くからの町並みを活かしながら、若者を主体とした、まちづくりが進んでいます。

大田市では、令和3年3月に、(一社)大田市観光協会が観光庁の登録DMOに認定され、観光地域づくりを推進しています。このたび、市外から将来の地域の担い手となる人材を積極的に受け入れ、本市の誇る多様な地域資源を活かした観光産業の振興による活力あるまちづくりを、さらに進めるため、地域おこし協力隊員を募集します。

1. 募集人員

1名

2. 配置先(勤務地)

大田市観光協会

活動対象となる地域は市内全域となります。また、各種観光業務のため、市外で活動することもあります。

3. 募集条件

- (1) 年齢 20歳から概ね45歳までの方(令和6年4月1日現在)
- (2) 性別 問いません
- (3) 居住地要件(現在お住いの住所地)
- (4) 三大都市圏内をはじめとする都市地域等に住所を有する方、または、これまで地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、その解職から1年以内の方で、委嘱後、大田市に住民票を異動することができる方
(詳細はお問合せください)
- (5) 観光振興に熱意のある方(経験不問)
- (6) 地域の住民および事業者と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的

に行動できる方

- (7) 普通自動車運転免許をお持ちの方
- (8) パソコンの操作（書類の作成、SNSによる情報発信等）ができる方
- (9) 業務に対する意欲と情熱を持ち、誠実に職務ができる方
- (10) 任期終了後、大田市内（活動地域内）で就業、定住に意欲のある方

※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する場合は応募することができません。

【参考】

「応募対象」にいう地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 業務内容

○観光振興に係る総合的な業務

- ・観光客の動向把握のためのデータ収集・調査
- ・観光情報の収集、インターネットを活用したSNS等による情報発信
- ・観光客誘致に向けたプロモーション活動（県内外のイベントでのPR等）
- ・電話や窓口での観光案内
- ・地域で開催される観光系イベントの補助
- ・観光協会事務局の運営、管理業務及び事務一般
- ・その他観光振興の目的達成に必要な業務

【参考】

◇大田市観光サイト <https://www.ginzan-wm.jp/>

◇大田市公式サイト <https://www.city.oda.lg.jp/>

5. 任期

任期は、令和6年4月（予定）以降の委嘱の日から令和9年3月31日まで（1年ごとの任用）

6. 任用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用

※会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務に関する規程が適用されます。

7. 給与等

(1)令和6年度 基本賃金(月額) 143,771円～173,561円

(2)賞与(年2回・6月、12月支給) 年額3,475月分

(3)社会保険等厚生年金、健康保険、雇用保険

※大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく、給与・手当が支給されます。

※基本賃金、賞与の支給月数は令和6年4月1日現在のものであり、制度の改定により変更する場合があります。

8. 勤務時間・休日・休暇

(1)勤務時間

原則として8:30～17:15となります。

1ヵ月あたりの勤務日数または勤務時間は、17日または131時間45分となります。

※始業・終業時刻及び休日は、業務ローテーションにより変動します。夜間及び休日等の勤務は、勤務時間内で調整します。

(2)休日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始

ただし、活動内容によっては休日に勤務することがあります。その場合は別の日への休日の振替対応になります。

(3)休暇

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく休暇が付与されます。

9. 活動経費、住居等

- ・隊員の活動に必要なパソコン、事務用品等については、予算の範囲内で市が負担し、貸与します。
- ・活動期間中の住居は、予算の範囲内で市が家賃を負担します。
- ・引っ越しに必要な経費は各自負担となります。また、家具・家電等、必要なものはご自身で準備してください。

10. 選考の流れ

(1)応募方法

別紙「大田市地域おこし協力隊員応募用紙」にご記入のうえ、履歴書と住民票(応募時のもの)を添付して、下記の「応募・お問合せ先」に郵送または持参してください。

(2)選考方法

書類審査及び面接審査を行います。

①第1次選考(書類選考)

「大田市地域おこし協力隊員応募用紙」をもとに書類選考を行います。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考(面接選考)

第1次選考合格者を対象に、大田市役所にて面接を行います。

面接の日時・場所等については、第1次選考の結果を通知する際にお知らせします。

③最終選考結果

第2次選考終了後、選考結果を第2次選考受験者全員に文書で通知します。

なお、応募にかかる経費(書類申請・面接)はすべて応募者の負担となります。

また、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

11. 募集期間

令和6年4月19日(金)から令和6年5月31日(金)

※この要綱の「10.選考の流れ(1)応募方法」に記載する大田市地域おこし協力隊員応募用紙、履歴書と住民票(応募時のもの)を令和6年5月31日(金)までに大田市役所観光振興課へ必着。

12. その他

(1)大田市は、歴史、文化、自然に恵まれた、たいへん環境の良い町ですが、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

(2)活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。

13. 応募・お問い合わせ先

大田市産業振興部観光振興課(担当:三島(みしま))

住所 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

電話 0854-83-8192(直通)

FAX 0854-82-9731

メール o-kankou@city.oda.lg.jp

(別紙様式1)

「大田市地域おこし協力隊員」応募用紙

令和6年 月 日記入 (ふりがな)	
氏 名	
生年月日 (年齢)	平成・昭和 年 月 日(満 歳)
住 所	〒
連絡先	自 宅 () — —
携帯電話 () — —	
F A X () — —	
電子メール () — —	
応募条件	(確認した項目の□にチェックしてください) <input type="checkbox"/> 年齢は、20歳から概ね45歳まで(令和6年4月1日現在)です。 <input type="checkbox"/> 3大都市圏をはじめとする都市地域、又は地方都市(条件不利地域を含まない市町村)に住んでいます。 <input type="checkbox"/> 観光振興に熱意をもっています。 <input type="checkbox"/> 地域住民・事業者と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できます。 <input type="checkbox"/> 普通自動車免許を取得又は、取得見込みです。 <input type="checkbox"/> パソコンの操作(ワード、エクセル等)ができます。 <input type="checkbox"/> 業務に対する意欲と情熱を持ち、誠実に職務ができます。 <input type="checkbox"/> 協力隊終了後も大田市に定住する意思があります。 <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しません。 <input type="checkbox"/> 募集要項の内容を確認した上で応募します。
応募の理由	
現在の職業 勤務先 (名称・所在地)	